

**自転車損害賠償保険等加入促進キャンペーン事業委託に係る
公募型プロポーザル実施要領**

1 趣旨

自転車は、手軽な移動手段として幅広い年齢層に多目的な用途で利用されている一方、自転車事故によって他人の生命や身体を害した場合に、加害者へ高額の損害賠償を命じられる事例が発生している。自転車事故による被害者救済の観点から、自転車損害賠償保険等の重要性を県民に周知し、加入の促進が求められている。

富山県自転車活用推進条例の一部を改正し、自転車損害賠償保険等への加入について『義務化』したことを受け、施行（R8.10.1）までの期間を重点的に、影響を受ける県民や団体に対して広報を効果的に展開するため、プロポーザルを実施して受託業者を選定するもの。

2 委託事業の概要

- (1) 委託業務名
自転車損害賠償保険等加入促進キャンペーン事業
- (2) 業務内容
別紙自転車損害賠償保険等加入促進キャンペーン事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間
契約締結の日から令和9年3月12日（金）まで
- (4) 契約上限額
金3,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む）
上記上限額とは別に契約手続きの中で予定価格を設定する。

3 実施スケジュール

- | | |
|------------------|-------------------|
| (1) 質問書提出期限 | 令和8年4月17日（金） 17時 |
| (2) 質問に対する県からの回答 | 令和8年4月24日（金）までに回答 |
| (3) 参加申込期限 | 令和8年5月1日（金） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和8年5月15日（金） 17時 |
| (5) 書面審査実施 | 令和8年5月中旬～5月下旬 |
| (6) 審査結果通知・契約締結 | 令和8年5月下旬以降 |

4 参加資格

次の条件のすべてを満たす者とします。

- (1) 富山県内に事業所又は営業所等がある者であること。
- (2) 提案内容を確実に遂行できる体制を有し、優れた企画能力を有すること。

- (3) プロポーザルへの参加に必要な諸手続きに遺漏がないこと。
- (4) 常時、対面又はオンラインで打合せを行うことが可能な体制を整えていること。
- (5) 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。

- ① 役員等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店もしくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
- ② 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
- ③ 役員等が自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者
- ④ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与したと認められる者
- ⑤ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- ⑥ 役員等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者
- ⑦ 参加者（参加者が法人その他の団体である場合は、参加者及びその役員、株式会社にあつては取締役、公益法人にあつては理事、その他の法人等にあつてはこれらに相当する職にある者をいう。）が、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後2年を経過しないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- ⑧ 参加者が破産者で復権を得ないもの又は会社再生法（平成14年法律第154号）に基づく再生手続き中もしくは民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き中の者
- ⑨ 参加者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第4号まで又は第6号の規定に該当する者
- ⑩ 風俗営業等の規制又は業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又はこれらに類する業を営む者
- ⑪ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けている者

- ⑫ 県税を滞納している者
- ⑬ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 20 条第 1 項に規定する制限行為能力者（成年被後見人、被保佐人、被補助人又は未成年者）
- ⑭ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者

5 参加手続き

（1）質問の受付

本プロポーザルに関する質問がある場合は、令和 8 年 4 月 17 日（金）17 時までに「質問書」（様式第 1 号）に記入の上、電子メールで提出すること（必ず電話で到達を確認すること）

質問への回答は、令和 8 年 4 月 24 日（金）までに、プロポーザル参加者の全員に通知する。ただし、提案者の独自企画に関わることなどについては、当該質問をした提案者のみに回答する。

（2）プロポーザルへの参加申込み

プロポーザルへの参加を希望する場合は、令和 8 年 5 月 1 日（金）17 時までに「プロポーザル参加申込書（様式第 2 号）」に記入の上、電子メールで提出すること（必ず電話で到達を確認すること）

6 企画提案書等の提出

（1）提出書類

下記①から⑤までの書類を電子メールで提出すること（必ず電話で到達を確認すること）

ファイル形式は PDF とし、提出するファイルの合計容量が 20MB を超える場合は事前に事務局に連絡すること。なお、事務局から依頼があった場合等、必要に応じて追加資料を提出すること。

① 会社概要（様式第 3 号）

② 企画提案書（様式任意）

別紙「仕様書」を参照の上、提案すること

以下が簡潔に分かるものとする。

- ・ 自転車損害賠償保険等加入促進キャンペーン事業の企画提案コンセプト
- ・ 別紙「仕様書」に基づいた企画及び追加企画の内容
- ・ 広報方法（使用予定の広報媒体含む）、広報時期

③ 実施スケジュール（様式任意）

業務の全体スケジュール、作業工程等

④ 経費見積書（様式任意）

上記 2（4）の上限金額の範囲内で見積もりすること。（経費の内訳が具体的にわかるように記載すること。）

⑤ 業務実施体制（様式任意）

責任者氏名及び職務経歴、人員配置・実施体制について記載すること。

(2) 提出期限

令和8年5月15日（金）17時（必着）

(3) 提出方法

電子メールによる。

(4) 留意事項

- ① 提出できる企画提案書等は、1提案者につき1案とする。
- ② 企画提案書等を提出期限までに提出しない者は、参加を辞退したものとみなす。
- ③ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合、提案を無効とする。
- ④ 企画提案書等の内容について提案者にヒアリングを実施する場合がある。なお、ヒアリングに要する費用については、提案者の負担とする。

7 審査方法等について

(1) 審査

- ① 提出された企画提案書等により、書面審査により委託候補者を決定する。
- ② 審査は、富山県において審査員が別紙審査基準に基づき、評価、採点を行い、総評価点が最高点の者を委託候補者とする。
- ③ 最高点の者が複数いる場合は、原則として提案金額の安価な提案者を委託候補者とする。
- ④ 提案者が1社のみの場合は、各審査員評価点の合計が、満点の50パーセント以上の評価を得た場合に、当該応募者を委託候補者とし、50パーセント未満の場合は、再度公募を実施する。

(2) 結果通知

審査結果は、令和8年5月下旬以降に書面で通知を行うとともに、富山県ホームページにおいて公表する。なお、決定経緯及び決定理由等に関する問い合わせには応じない。

(3) 失格要件

委託候補者が、契約締結時までに参加資格に該当しなくなった場合又は事故等の特別な理由により契約締結が不可能になった場合には、次点の者と契約締結の交渉を行う。

8 契約について

- (1) 委託候補者とは委託業務の内容を別途協議の上、契約を締結する。（委託業務の実施に際し、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではない。委託候補者と県は、企画提案の内容を基にして、実施内容の詳細や業

務履行に必要な具体的な条件等を協議し、調整が整った場合に、契約の手続きを行うものである。)

- (2) 契約金額には、本委託業務に要する費用その他一切の費用を含むものとする。

9 提出された企画提案書等の取扱いについて

- (1) 企画提案書等の著作権は、提案者に帰属する。ただし、県は下記(2)ただし書及び(3)の場合に企画提案書等が無償で使用することができるものとする。
- (2) 企画提案書等は、委託候補者の選定以外に提案者に無断に使用しないものとする。ただし、委託候補者として選定された提案者の企画提案書等については、委託候補者選定後、一定期間、ホームページ等での公表に使用することがある。
- (3) 企画提案書等は、委託候補者の選定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがある。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。

10 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルへの参加に要するすべての費用は、参加者負担とする。
- (2) 参加申込後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、辞退届(様式任意)を提出すること。
- (3) この要領の内容に不明点がある場合は、県担当の指示に従うものとする。
- (4) 受託者は、受託義務を実施するにあたり、業務上知りえた秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。また、委託業務終了後も同様とする。
- (5) 事業の趣旨にあった効果的な提案であれば、仕様書に記載の無い事項についても、新たな提案を妨げるものではない。
- (6) 業務の実施にあたり、第三者(県及び受託者以外のもの)が権利を有する素材を用いる場合は、著作権処理など利用に必要な措置を講じること

11 書類の提出先及び問合せ先

富山県観光推進局観光資源活用室コンベンション・賑わい創出課 山口

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1-7

電話：076-444-4116(直通)

FAX：076-444-4404

メールアドレス：akankoshigen@pref.toyama.lg.jp

※問合せは、8:30~17:15(土日・祝日を除く)の時間帯で受け付けます。

(別紙)ポスター・チラシ内訳

配布数等 配布数等

発行先	参考	処理方針	ポスター 発送枚数	チラシ 発送枚数
富山県観光推進局観光資源活用室		観光資源活用室へ納品	427	65,420
富山商工会議所	(各会議所ポスター1、チラシ100)	委託業者から直送	1	100
高岡商工会議所	//	委託業者から直送	1	100
氷見商工会議所	//	委託業者から直送	1	100
射水商工会議所	//	委託業者から直送	1	100
魚津商工会議所	//	委託業者から直送	1	100
滑川商工会議所	//	委託業者から直送	1	100
砺波商工会議所	//	委託業者から直送	1	100
黒部商工会議所	//	委託業者から直送	1	100
富山経済同友会	//	委託業者から直送	1	100
富山県中小企業団体中央会	//	委託業者から直送	1	100
富山県経営者協会	//	委託業者から直送	1	100
県内小学校 173校	令和6年度学校基本調査参考(各校ポスター1、チラシ20)	委託業者から直送×173	173	3,460
県内中学校 75校	//	委託業者から直送×75	75	1,500
県内義務教育学校 4校	//	委託業者から直送×4	4	80
県内高等学校 49校 (全日制課程・定時制課程)	//	委託業者から直送×49	49	980
県内高等学校 2校 (通信制課程)	//	委託業者から直送×2	2	40
県内特別支援学校 15校	//	委託業者から直送×15	15	300
県内専修学校 21校	//	委託業者から直送×21	21	420
県内各種学校 22校	//	委託業者から直送×22	22	440
県内大学 5校	令和7年度富山県の高等教育機関(速報値)(各校ポスター5、チラシ100)	委託業者から直送×5	25	500
県内短期大学 2校	//	委託業者から直送×2	10	200
サイクルステーション 14施設	(各施設ポスター1枚、チラシ30枚)	委託業者から直送×14	14	360
	氷見市漁業文化交流センター			
	氷見漁港場外市場ひみ番屋街			
	道の駅 雨晴			
	海王丸パーク(いみず観光情報館)			
	海竜スポーツランド			
	レストランSazan			
	岩瀬カナル会館			
	浜黒崎キャンプ場			
	海の駅 蜃気楼			
	道の駅 KOKOくろべ			
	魚の駅 生地			
	ヒスイテラス			
	モンベル立山ベースキャンプ			
	富山県総合体育センター			
県内ホームセンター 52店舗	日本全国ホームセンターマップより(富山県:52店舗、各ポスター1・チラシ100)	委託業者から直送×52	52	5,200
合計			900	80,000

(別紙)

デジタルマーケティング留意事項

1 Google Analytics のアカウント管理に関する業務

- (1) 本業務用に導入した本業務用 Google Analytics 上で、本施策における目標設定を行うこと。また、最終レポートにてその結果について、要因・改善策を必ず記載すること。
- (2) 各種アカウント作成時には、内容について富山県の承認を得ること。また、本事業において作成したアカウントについては、事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

2 富山県 Google タグマネージャーの管理に関する業務

- (1) 当事業に関連するウェブサイトにて、各種計測タグ、リターゲティングなどの施策に関わるタグを導入する際は、富山県が別途指定する「富山県 Google タグマネージャー」を活用し、その管理を行うこと。
- (2) 受託者は、施策におけるタグ活用が確実に行われるよう、「富山県 Google タグマネージャー」でのタグ、トリガーアクションの設定及びタグの発火テストを実施し、その内容を富山県に報告すること。
- (3) 各種設定には、内容について富山県の承認を得ること。また、「富山県 Google タグマネージャー」の設定については事業完了後に一切の権利を富山県に譲渡すること。

3 適正なデジタルプロモーションの実施

- (1) 透明性確保、費用対効果の明確化のため、広告媒体原価と管理運用費は分けて見積もること。
- (2) 「本業務用 Google Analytics」で施策効果を取得するため、富山県が別途指定するルールに基づいて、各広告媒体タグのパラメータを設定及びデータの蓄積を行うこと。
- (3) 本事業において、最終成果地点に至るまでの重要な指標を KPI として定め、Google アナリティクス上に目標設定を行いレポート並びに、分析・考察レポートを最終的に提出すること。
- (4) 本事業に関連するウェブサイトには、同ウェブサイト内に富山県が指定するリマーケティングタグを設定し、訪問者データを蓄積すること。なお、タグの設定は、原則として「富山県 Google タグマネージャー」のコンテナ内で行うこと。

4 Google 広告を利用する場合

- (1) Google 広告運用を行う際は、富山県公式の MCC (マイクライアントセンター) 及び「本業務用 Google Analytics」とリンクすること。
- (2) Google が提供する無料調査(「ブランドリフト効果測定」等)が利用できる場合には、富山県とその調査項目等を協議の上、必要に応じて調査を実施すること。

5 SNS広告を利用する場合

- (1) 富山県公式SNSのビジネスマネージャーや富山県が別途指定するSNSページに広告アカウントをリンクすること。
- (2) SNS広告を展開する場合は、富山県に対してアナリストの権限を付与すること。
- (3) ウェブサイト訪問者に対するSNSのリマーケティングの設定を行うこと。

6 動画制作・動画広告を実施する場合

- (1) 富山県が今後もデジタルプロモーションを行うこと考慮し、動画視聴者のアクセス情報（動画視聴者リマーケティングリスト等）を蓄積すること
- (2) YouTubeを利用する場合は、作成した動画は富山県が運営するYouTubeチャンネルへ掲載を行うこと。なお、YouTubeチャンネルへの掲載にあたっては、動画タイトル、動画説明文、タグ、カテゴリ、公開範囲及びサムネイル等の必要な設定を行うとともに、効果的なSEO対策を行うこと。
- (3) 動画視聴に関するデータや効果的な広告手法を検討するため、Google広告を利用する場合はYouTubeチャンネルとGoogle広告アカウントをリンクさせること。